

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ丸子店

上田市上丸子字せうぶ沢1023ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

4 変更した年月日

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ須坂八幡店

須坂市墨坂4-1-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

4 変更した年月日

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年8月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ小諸インター店

小諸市大字諸字鳥井辺297-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
小宮山二三雄	小諸市相生町1-3-5	
有限会社花よし	小諸市与良町3-3-1	飯島成
株式会社大創産業	東広島市西条町大字吉行字向1-60	矢野博丈
株式会社カーメルウォンツ	軽井沢町大字追分1612-3	土屋裕
有限会社マスタカ	佐久市大字岩村田608	市川裕康
有限会社柳沢醸造食品	小諸市大久保192	柳沢敦生
株式会社コニカカラー信州	諏訪市大字四賀2269-5	横瀬義光
有限会社クリーニング古城	小諸市古城1-2-12	森川國利
小林美智子	小諸市西原5-5ハイタウン306	

(変更後)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
小宮山二三雄	小諸市相生町1-3-5	
有限会社花よし	小諸市与良町3-3-1	飯島成
株式会社大創産業	東広島市西条町大字吉行字向1-60	矢野博丈
株式会社カーメルウォンツ	軽井沢町大字追分1612-3	土屋裕
有限会社マスタカ	佐久市大字岩村田608	市川裕康
有限会社柳沢醸造食品	小諸市大久保192	柳沢敦生
株式会社コニカカラー信州	諏訪市大字四賀2269-5	横瀬義光
有限会社クリーニング古城	小諸市古城1-2-12	森川國利
小林美智子	小諸市西原5-5ハイタウン306	

4 変更した年月日

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ小諸店

小諸市大字御影新田字谷地2081-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
株式会社ジャスティン	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2	田原賢三
有限会社花よし	小諸市与良町3-3-1	飯島成
株式会社ミヤガワ	長野市大字鶴賀578-14	宮川昌之
有限会社マツモト	軽井沢町大字長倉4747-2	松本和夫
有限会社高原のパンやさん	小海町豊里2098-1	品田宗久
有限会社前田酒店	小諸市赤坂1-5-1	前田邦

(変更後)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
株式会社田原屋	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2	田熊太郎
有限会社花よし	小諸市与良町3-3-1	飯島成
株式会社ミヤガワ	長野市大字鶴賀578-14	宮川昌之
有限会社マツモト	軽井沢町大字長倉4747-2	松本和夫

有限会社高原のパンやさん	小海町豊里2098-1	品田宗久
有限会社前田酒店	小諸市赤坂1-5-1	前田邦

4 変更した年月日

平成14年6月26日（株式会社田原屋の代表者変更）

平成15年6月25日（株式会社ジャスティンの退店）

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ中野店

中野市大字吉田字柿ノ木726ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

4 変更した年月日

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年8月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県北信地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県北信地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ臼田店

佐久市田口5566ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
株式会社モリキ	飯山市南町16-1	森高明
中山忠	佐久市下越200-5	

(変更後)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
株式会社モリキ	飯山市南町16-1	森高明
中山忠	佐久市下越200-5	

- 4 変更した年月日
 平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）
 平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）
- 5 届出年月日
 平成18年9月6日
- 6 届出書の縦覧の場所
 長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
 平成18年9月25日から平成19年1月25日まで
- 8 意見書の様式
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
 長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マツヤ戸倉店
 千曲市大字戸倉字鎮守1919-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 児玉 廉吉
 千曲市大字戸倉1822
 小出 宇宙
 千曲市大字戸倉1848
 株式会社マツヤ
 長野市大字北尾張部710-1
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
児玉 廉吉	千曲市大字戸倉1822	
小出 宇宙	千曲市大字戸倉1848	
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山 重雄

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
児玉 廉吉	千曲市大字戸倉1822	
小出 宇宙	千曲市大字戸倉1848	
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山 光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
株式会社柳沢テレビサービス	千曲市大字戸倉2561	柳沢芳雄
柳沢昇	千曲市大字戸倉1841	

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
株式会社柳沢テレビサービス	千曲市大字戸倉2561	柳沢芳雄
柳沢昇	千曲市大字戸倉1841	

4 変更した年月日

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年8月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東部中央ショッピングセンター

東御市田中字城ノ前705-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ジャスティン

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
有限会社金正一内山商店	東御市田中169-1	内山政

有限会社やまいち	東御市県160-1	小宮山 晴夫
株式会社信濃屋書店	東御市田中210-2	小川 庄司
上糖 高昌	東御市田中210-1	
株式会社信濃路うさぎや	上田市国分1-1-2	萩原 忠彦
小林 俊行	東御市加沢1113	
小宮山 明子	東御市県160-2	

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山 光作
有限会社金正一内山商店	東御市田中169-1	内山 政
有限会社やまいち	東御市県160-1	小宮山 晴夫
株式会社信濃屋書店	東御市田中210-2	小川 庄司
上糖 高昌	東御市田中210-1	
株式会社信濃路うさぎや	上田市国分1-1-2	萩原 忠彦
小林 俊行	東御市加沢1113	
小宮山 明子	東御市県160-2	

4 変更した年月日

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ南佐久店

佐久穂町大字畠3804-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
中沢二郎	佐久穂町大字高野町2944	
合資会社みどり屋	佐久穂町大字高野町2315	細谷博一

(変更後)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
中沢二郎	佐久穂町大字高野町2944	
合資会社みどり屋	佐久穂町大字高野町2315	細谷博一

4 変更した年月日

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ軽井沢店

軽井沢町大字軽井沢字野沢原1323-1002ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マツヤ	株式会社マツヤ
住所	長野市大字三輪荒屋1180-1	長野市大字北尾張部710-1
代表者の氏名	小山重雄	小山光作

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字三輪荒屋1180-1	小山重雄
株式会社林百貨店	軽井沢町軽井沢東10-2	林忠次

(変更後)

氏名または名称	住所	代表者の氏名
株式会社マツヤ	長野市大字北尾張部710-1	小山光作
株式会社林百貨店	軽井沢町軽井沢東10-2	林忠次

4 変更した年月日

平成18年4月24日（株式会社マツヤの住所変更）

平成18年5月29日（株式会社マツヤの代表者の変更）

5 届出年月日

平成18年9月6日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

武石ショッピングセンター

上田市武石沖204-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社武石ショッピングセンター

上田市武石沖204-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	岡田元也
株式会社武石ショッピングセンター	小県郡武石村沖字鳥羽204-1	小坂英雄
小宮山 昭臣	小県郡武石村大字下武石1284-1	
金子 五男	小県郡武石村大字下武石654	
山田 武重	小県郡武石村大字下武石659	
小坂 英雄	小県郡武石村大字下本入442-1	
有限会社プランニング・エイト	埴科郡戸倉町1979-1	田中千玄

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	岡田元也
株式会社武石ショッピングセンター	上田市武石沖鳥羽204-1	小坂英雄
小宮山 昭臣	上田市武石下武石1284-1	
山田 武重	上田市武石下武石659	
小坂 英雄	上田市武石下本入442-1	
小坂 博美	上田市武石下本入442-1	

4 変更した年月日

平成17年2月21日

5 届出年月日

平成18年9月8日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月25日

長野県知事 村井仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

武石ショッピングセンター

上田市武石沖204-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社武石ショッピングセンター

上田市武石沖204-1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
イオン株式会社	午前10時 (年間180日 午前9時)	午後11時	午前9時	午後11時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
駐車場	午前9時30分～午後11時30分 (年間180日 午前8時30分～午後11時30分)	午前8時30分～午後11時30分

4 変更した年月日

平成18年9月21日

5 届出年月日

平成18年9月8日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月25日から平成19年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成18年9月27日に開催を予定していた佐久都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成18年9月25日

長野県知事 村井 仁

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画チーム

3 縦覧の場所

伊那市役所

水と土・郷づくりチーム

公告

伊那市による高遠地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年9月25日

長野県上伊那地方事務所長 竹松政博

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年9月26日から10月24日まで

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年9月25日

長野県伊那養護学校長 細井久夫

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

伊那養護学校4棟2階障害者用便所増築工事

3 工事箇所名

長野県伊那養護学校

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる

要件をすべて満たしているものであること。

- ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されていること。
- イ 資格総合点数が733点以上891点以下であること。
- ウ 上伊那地方事務所管内に本店を有していること。

5 工期

着手日から90日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成18年9月25日から平成18年10月6日まで次の場所において縦覧供します。

伊那市西箕輪8274

長野県伊那養護学校

電話 0265（74）2895

8 現場説明の日時及び場所

(1) 日時 平成18年10月2日 午後3時から

(2) 場所 長野県伊那養護学校 事務室

9 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年10月10日 午前11時

イ 場所 長野県伊那養護学校 会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成18年10月4日（水）午後5時までに提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日13監技第47条）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

10 その他

詳細は、入札心得によります。

自律教育チーム

正 誤

平成18年9月19日付け公告「建築基準法に基づく公開による意見の聴取」中

ページ 行（箇所）

5	右側下から11行目	木造 地上一階建て
		正
		木造 地上二階建て

建築まちづくりチーム